

人事異動があった場合の退職給付引当金の処理

参考資料4

■ n年4月1日に、Eが公営企業から一般会計へ、Fが一般会計から公営企業へ異動と仮定。

	A	B	C	D	E	F
n-1年度	500	600	700	900	1,200	(1,000)
n年度	550	700	850	1,100		1,100

	A	B	C	D	E	F
公営企業負担 退職手当増加額	50	100	150	200	0	100

引当金総額(B/S)
3,900
(A) 4,300

費用計上(P/L)
600

(B) 3,700 (A+B+C+D+F)

400(引当)
200(一般会計等へ)

【ケース1】 各会計間で在職期間に応じて退職手当を負担するケース

- n年度末に公営企業に在職する全職員をベースとして次の額を算定
 - ① n年度末日をもって退職した場合に支払うべき退職手当の額 : $A+B+C+D+F=4,300$ (A)
 - ② n-1年度末日をもって退職した場合に支払うべき退職手当の額 : $A+B+C+D+F=3,700$ (B)
- n年度公営企業負担額
 - ① 引当金積立額 : (A) - 前年度末引当金総額(3,900)
 - ② 一般会計等への負担額 : 前年度末引当金総額(3,900) - (B)

【ケース2】 一般会計負担職員が明確になっているケース (※負担区分は設置条例に定める。)

(例えば、公営企業プロパー職員以外の職員を一般会計が負担する場合)

- 公営企業負担職員のみ引当を実施。
(仮にA、B、Cが公営企業負担で、それ以外のD、E、Fが一般会計負担であれば、A、B、Cについて300引当。)
- 貸借対照表に、一般会計負担部分については引当を行っていない旨を注記。

【ケース3】 一般会計で全額負担するケース (※負担区分は設置条例に定める。)

- 引当は不要。
- 貸借対照表に、一般会計負担のため引当を行っていない旨を注記。